

○「障がい」の表記について

法律名、団体名等固有の名称を除き「障害」は「障がい」と、「害」を「がい」とひらがな表記します。

(例) 障がい者福祉センター、身体障がい者福祉センター など

○委員名の表記について

障がい当事者あるいはそのご家族である委員のプライバシーの保護の観点から、また、委員は団体等を代表としてご参加いただいていることから、発言者の名称には、団体名等を掲載します。

1. 開催日時 平成29年5月22日(月) 13:30~15:00

2. 開催場所 文化会館大会議室

3. 出席団体名

和洋女子大学(会長)、浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、浦安市聴覚障害者協会、浦安手をつなぐ親の会、社会福祉法人なゆた、NPO法人フレンズ、社会福祉法人敬心福祉会、NPO法人千楽、社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも、社会福祉法人サンワーク、NPO法人タオ介護給付費等の支給に関する審査会、株式会社オリエンタルランド、浦安市社会福祉協議会健康福祉部(部長)、健康福祉部(次長)、こども発達センター、教育研究センター

4. 議題

- (1) 平成29年・30年度浦安市自立支援協議会について
- (2) 基幹相談支援センター平成29年度事業計画について

5. 資料

- 議題1資料(1) 平成29年度・30年度浦安市自立支援協議会の組織と運用
議題1資料(2) 自立支援協議会の議題について
議題1資料(3) 平成29年度自立支援協議会スケジュール
議題2資料 平成29年度基幹相談支援センター事業計画(基幹事業)

6. 議事

事務局：皆さん、こんにちは。

ただいまより、平成29年度第1回浦安市自立支援協議会を開催します。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。会議を開催する前に、会議の進め方について確認させていただきたい事項がございます。自立支援協議会及び部会は、会議を公開し、議事録もホームページで公開いたします。特に個人情報にかかわる発言等につきましては十分なお配慮をお願いいたします。

なお、議事録には発言者が所属する団体名を記載いたしますので、ご了承のほど、よろしく願いいたします。

また、ご発言の際にお願いしたいことがございます。議事の記録及び会議を円滑に進めるためにも、ご発言の際は挙手いただき、会長の「〇〇委員、お願いします」の発言の後に、団体名と氏名を述べていただき、その後、発言をお願いいたします。

当協議会におきましては、聴覚障がいのある方、視覚障がいのある方が委員として参加されております。ご発言の際は、ゆっくりお話しくださるようお願いいたします。進行が速いようでしたら、恐れ入りますが手話通訳の方より挙手をお願いいたします。

では、今後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会長：皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

私、委員としては2期目でございます。今回、委員の改選、あるいは市役所のほうも人事の異動ということでフレッシュなメンバーがそろわれたということで、新規委員の皆様方の活発なご意見もお願いしたいと思います。また、残留組といたしますか、残された委員の皆様方にも引き続き、よろしくどうぞお願い申し上げます。

平成15年の支援制度開始から早14年ということで、障がい福祉の予算も2倍を超え、ものすごいスピードでこの間、変化をしてきています。浦安市も先進的な取り組みを行っており、引き続き、障がい施策の見本となるような施策を実現できるよう、我々としてもきちんと意見を取りまとめてまいりたいと思っております。皆様方のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに議題1、平成29年・30年度浦安市自立支援協議会について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：自立支援協議会は障がい事業課が事務局をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。

資料は、議題1資料(1)をごらんください。平成29年度・30年度浦安市自立支援協議会の組織と運用という資料になります。この自立支援協議会につきましては、障がい者等への支援体制の整備を図るため、障害者総合支援法で設置が規定されております。地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場になっております。

まず、1組織ですが、自立支援協議会は、市長より委嘱を受けた委員で構成いたします。自立支援協議会は、協議事項を円滑に処理するため、また、障がいを持つ当事者からの意見を聴取するため、5つの部会を置くとなっております。自立支援協議会の下に、権利擁護部会、こども部会、相談支援部会、地域生活支援部会、本人部会の5部会が設置されております。先ほどもご紹介させていただきましたが、自立支援協議会の委員さんにはいずれかの部会に所属して、部会のリーダー、サブリーダー等を務めていただくようになります。

下の各部会の目的、主な課題ですが、こちらは資料(2)のほうでご説明したいと思います。

次に2合同部会です。こちらは協議会、部会委員さんが全て参加する会議となっております。部会間の情報交換を行い、連携を図ってまいります。合同部会では各部会の活動報告及び基幹相談支援センター等の活動報告を行います。昨年度は、協議会を市民の方へ周知するため、講演会を2回開催しました。

続きまして、3開催回数です。自立支援協議会は年6回、各部会につきましては年4回、また本人部会については年3回を予定しております。合同部会は年2回になります。

続きまして4報酬等ですが、自立支援協議会は、浦安市の非常勤特別職の基準によりまして、1回当たり、会長は9,500円、委員が9,000円をお支払いするようになっております。

5委員の選考です。自立支援協議会は、自立支援協議会設置要綱に基づきまして、障がい事業課で選考を行い、市長が委嘱しております。自立支援協議会設置要綱第3条には、委員の定数は20人以内とし、次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱するとなっております。1相談支援事業者、2障がい福祉サービス事業者、3保健・医療関係者、4教育・雇用関係機関、5障がい者団体・当事者、6その他市長が必要と認める者となっております、この関係者の方々から構成されております。本日、当日資料としまして、自立支援協議会の委員さんの名簿を配布しておりますので、そちらもご確認ください。

続きまして、(2)部会です。部会の選考方法ですが、まず権利擁護部会、こども部会、相談支援部会、地域生活支援部会につきましては、当事者団体さん、福祉サービス事業所にアンケートを実施しまして、部会への参加希望の有無を確認させていただきました。希望者が多い部会につきましては事務局で人数の調整を行いまして、事務局の調整後、団体等の代表者、事業所の代表者の方に委員の推薦書をお願いしまして、委員を決定しました。

また、自立支援協議会の委員は、いずれかの部会に所属して、部会のリーダー、サブリーダー等を務めるようになっております。

本人部会につきましては、今年度も広報うらやす4月1日号に掲載しまして、当事者団体に加入していない障がいのある方を公募いたしました。ただし、本人以外の家族が団体に所属している方の応募は可能としました。応募をいただきまして、書面と面接により、障がい事業課のほうで選考を行いました。

6代理出席です。自立支援協議会及びこの後に開催されます障がい福祉計画策定委員会につきましては、代理の出席の方は認められておりませんので、委員さんのみということになります。各部会につきましては、事前に事務局に申請することによりまして、委員が所属する団体等の会員、または職員が代理人として出席することができるようになっております。

7 会議と議事録の公開です。協議会及び部会の会議と議事録は原則公開といたします。ただし、個人情報等に関する事項を審議するときには、会議の全部、または一部を公開しないこととなっております。また、本人部会につきましても、委員さん本人の情報をお話することもありまして非公開という形になっております。議事録には、自立支援協議会、部会、ともに委員名を記載せず、団体名のみを公表するようにしております。

8 事務局ですが、引き続き、浦安市健康福祉部障がい事業課が務めさせていただきます。

続きまして、議題 1 資料（2）になります。

自立支援協議会の議題についてということなんですけれども、まず会議の進行としまして、協議会と各部会の連携体制です。協議会は会議ごとに部会等に意見収集すべき事項と、次回の議題を確認し、各部会等へ課題の分配ですとか協議の依頼を行います。各部会につきましても、会議ごとに他部会に意見収集すべき事項、または協議会へ提案・報告すべき事項を確認し、地域の課題を掘り起こして、協議会へ報告・提案等を行います。こういった組織になっております。

（2）障がい者福祉計画と連動した福祉施策の推進。協議会及び部会では障がい者計画で示した重点的な取り組みを推進するための意見を伺うようになっております。また、障がい福祉計画の進捗状況の確認と検証を随時行っていきます。こちらはまた、計画策定委員会のほうでも詳しくご説明しますが、今年度は計画策定年度に当たりまして、また、この重点項目についても新たに設定をしまして、計画策定後は重点項目の推進を中心に、協議を進めてまいりたいと思います。

続きまして、平成29年度自立支援協議会の議題について、まず（1）自立支援協議会です。目的としましては、障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行うとなっております。主な議題としましては、1 回目は本日お示ししたとおりなんですけれども、第 2 回から第 6 回では、各部会の活動報告、平成29年度基幹相談支援センター実績報告及び評価について、合同部会について、平成30年度の自立支援協議会について、こういったことを議題としまして、1 年間に 6 回行ってまいります。

続きまして、（2）より各部会の主な議題になります。

まず権利擁護部会です。目的としましては、障がい者の権利を擁護するためのネットワークづくりと啓発・広報活動を行うとなっております。部会ごとの主な議題としましては、まず共通の議題がありまして、先ほども申し上げましたように、本年度は計画の策定年度に当たりますので、計画の策定について、各部会の課題に相当する、計画に盛り込むべき施策等について意見を収集するというふうになっておりますので、今年度の部会におきましては、毎回、計画策定について議題に取り上げるというふうになります。

権利擁護部会の主な議題なんですけれども、まず障がい事業課のほうに設置しております権利擁護センターの実績報告、また成年後見制度の実績報告、また権利擁護にかかる啓発・広報活動について、あとは権利擁護センターのほうで受けました虐待、差別の相談事例検討などを行ってまいります。

続きまして、こども部会です。目的は生まれてから18歳になるまでの子どもへの支援を協議し、ライ

フステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携を図るとなっております。主な議題としては、まなびサポート事業について、浦安市の独自事業であります青少年サポート事業について、この事業の活動報告ですとか、今後の計画などをお話ししていきます。また、サポートファイルの活用について、あとは事例検討などを行っていききたいと思います。

続きまして、相談支援部会。目的としましては、相談事例の検討や課題の解決について協議し、相談支援事業の充実と相談支援事業所の連携を図るとなっております。主な議題としましては、基幹相談支援センターの事業計画、また事業報告について、サービス等利用計画の評価について、サポートファイルの活用について、また基幹相談支援センターで実施しています実務者会議、グループスーパービジョン、ピアスーパービジョン等の事業報告を行っていききたいと思います。

続きまして、地域生活支援部会です。目的は、障がい者の就労・住居等地域生活全般にかかる諸問題の解決に向けて協議を行うとともに障がい福祉サービス事業の充実を図るとなっております。主な議題としましては、就労支援センターの実績報告、福祉事業体の活動報告、また、こちらは新たな議題になるんですけども、地域包括ケアシステムの構築についてお話し合いをしていただきたいと思います。

続きまして、本人部会。目的としましては、当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案するとなっております。主な議題としましては、情報交換に関する事項、地域課題の提案に関する事項となっております。本人部会につきましては、協議会の方針を決めて、議題の提供をしていききたいと思います。

最後に合同部会について。目的は部会間の情報交換を行い、連携を図るとなっております。主な議題としては、各部会の活動報告、基幹相談支援センターの実績報告となっております。

また、議題1資料(3)は、自立支援協議会スケジュールとなっております。5月22日現在となっておりますが、皆様に参加していただきます自立支援協議会及び計画策定委員会については、色塗りがしてある形になります。日時、及び会場につきましては、変更になる場合がありますので、ご了承ください。その場合には事前にご連絡させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

会長：ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

私のほうから1点よろしいでしょうか。

後で出てくるのかもしれないのですが、たしか今回の計画から障がい児福祉計画を横につくるということになっていたかと思います。子どもの部会も含めて、障がい者福祉計画で統一されているようなんですけども、これは障がい者福祉計画の中に障がい児福祉計画も入っているという整理なのか、また法律上、外出しされましたので、やはりちゃんと書いたほうがいいのかなと思ったものですから。いかがでしょうか。

事務局：おっしゃるとおり、障がい児福祉計画のほうが義務づけられまして、浦安市の場合には、現在の平成27年度から29年度の浦安市障がい者福祉計画の中でも障がい児についての計画は盛り込んでおりま

すが、会長がおっしゃられたように、名称としても今回は盛り込んでいくということになると思いますので、また今、名称は浦安市障がい者福祉計画となっておりますが、この名称については、策定委員会のほうで検討していければなというふうに思っています。盛り込み方としては、この障がい者福祉計画の中に、冊子としては盛り込んでいく予定になっております。

会長：ありがとうございました。そのほか、大丈夫でしょうか。

では、引き続きまして、次に議題2にまいります。基幹相談支援センター、平成29年度事業計画について。基幹相談支援センター業務受託者であるパーソナル・アシスタンスともより、ご報告お願いいたします。

パーソナル・アシスタンスとも：そうしましたら、お手元のA3の資料をご準備ください。

今期は、基幹相談支援センター事業計画、特に基幹事業と総称しておりますけれども、地域の人材育成及び連携強化の取り組みとしまして、8つの活動を企画しております。お手元の資料の左側から一つずつ、基本的には読み上げる形でご説明させていただきます。

まず、グループスーパービジョンです。これは例年継続している取り組みなんですけれども、対象の方は計画相談の担い手である相談支援事業者の皆様、それから福祉課のケースワーカーさんにも入っていただきまして、昨年度は事例検討会を行ってございました。講師は引き続き、武蔵野大学教授の岩本先生にファシリテーターをお願いいたします。目的としましては、もちろん事例の全体像をつかみまして、相談支援事業者さんが支援にあぐねている困難ケースでありましたり、ほかの相談員さんの意見を聞いてみたいと思う事例をみなで質問し合いながらアセスメントを深めていくという、この取り組みは継続させていただきますけれども、昨年度の実務者会議でこのグループスーパービジョンの改定、少し改善ですね、につきまして、相談員のみなどと意見交換をさせていただきました。そのご意見を踏まえまして、今期は計9回ある中で、最初の6月7日はよい計画づくりの思考プロセスを学ぶための講座形式でグループワークを行っていくことを予定しております。架空の事例を用いまして、参加者の皆さんでグループをつくっていただいて、そのグループごとにサービス等利用計画をつくってみる。そしてその計画の違いにつきまして、分析いたしまして、よい計画づくりについて勉強するという企画を2つ入れさせていただきます。

そのあと、アセスメントの出発点となります面談技術向上のためのスキルアップ講座を予定しております。参加者の皆さんに、相談を受ける側、つまり相談員、そして利用者の立場になって、実際に模擬面接を行うロールプレーを取り込みながら面談技術をスキルアップしていこうという講座を2回ほど入れさせていただきました。このグループスーパービジョンを通しまして、計画相談支援の実務の技術向上を図り、質の向上を目指していくということで、少し研修の要素を強くさせていただきました。

続きまして、公開事例検討会は、精神科医の山科先生をお迎えしまして、地域のサービス提供事業者の皆さんから支援にあぐねている事例を出していただきまして、精神科の先生のコンサルテーションをみなで受けるという事例検討会でございます。これは年1回予定しております。

続きまして、講演会なんですけれども、障がいのあるご本人、またご家族、そして医療・福祉・教育

分野におかれまして支援者の皆さんを対象としまして、地域ニーズに即した講演会を今年度も企画させていただきたいかと思っております。障がい福祉に関する法改正でありましたり、地域生活に関する当事者の声、当事者の実体験とか、差別や虐待などの権利擁護に関する案件なども取り上げながら、地域ニーズに即した講演会を企画してまいりたいかと思っております。

続きまして、今年度の初めての取り組みなんですけれども、地域包括支援センターさんとの合同勉強会というものを予定しております。これは、計画相談を担っております相談員の皆さんのほうから、介護保険と障がい福祉の制度連携についての実務をもう少し学んでいきたいというご要望があったということと、実際問題、親御さんが80代、お子さんが50代——俗に80-50問題と言われている介護保険と障がい福祉施策、世帯を包括的に支援する場合、一体的に支援していくことの重要性が語られているわけなんですけれども、この障がい福祉と高齢者福祉の双方の支援者の連携と、知識の向上を目指して、合同勉強会をしていこうかという取り組みを予定しております。

続きまして、相談支援部会とも連携いたしてまいります相談支援実務者会議なんですけれども、昨年4回の開催に関しまして、今回は倍の回数、8回の開催を予定しております。これはやはり、地域の相談員の皆さんから横のつながりを深めていくには、大体月に一度ぐらい顔を合わせたほうが仕事しやすいんじゃないかとお声がありまして、このような開催回数になっております。例年に比ばまして少しカジュアルな雰囲気も大切にしながら、なかなか今さら聞きにくいことが聞けるようなフリーでオープンな場としようということでしたり、質の向上のために、研修をみんなで考えていこうかという意見もありましたので、そういう研修をどう組み立てていこうかという意見交換を行う場でありましたり、若手、中堅相談員さんの育成の場でありましたり、もちろん支え合いだったり、困り感の共有ということで、さまざまな要素を盛り込みまして、今年度は計8回開催していきたいかと思っております。

続きまして、地域の関係機関との連携会議なんですけど、これは基幹相談支援センターの仕様書にも年2回は開催するよという事で位置づけられている会議でございます。対象としましては、浦安市内で対人援助に関わっていらっしゃいます関係機関の皆様となっております。ファシリテーターとして岩本先生をお迎えしまして、高齢者福祉、児童福祉、障がい福祉、教育分野など、多分野の支援機関の皆さんと連携とは何だろうということを考える参加型のアクティブラーニングを基調としました構成でテーマを設定しまして、開催していきます。

おかげさまで連携会議も地域のほうに浸透しておりまして、新しく新規事業所を立ち上げた皆様、また既存の事業所の法人さんからも新しい人材に参加していただけるようなご配慮をいただきまして、現在は多様な支援者の出会いの場であり、人的なつながり、ネットワーキング促進の場として、少しずつ定着してきているように感じております。

続きまして、相談支援事業所の訪問活動です。基幹相談支援センターの職員が行ってまいります。この目的は、困難ケースの協働促進ということもございまして、相談支援事業所の皆さんが抱えている困難性だったり、ニーズ、相談体制をどうしていくかということで、まずは我々のほうが事務所を訪問させていただきまして、フリーな状態で意見交換、また問題点の共有をさせていただきまして、実務者会

議等で連動していくというような取り組みを考えております。

最後にサビ管さんとのなるほど計画勉強会と銘打っておりますけれども、これも対象者は相談支援事業者の相談支援専門員の皆さん、またサービス提供を実施している事業者の皆さんを想定しております。これは、実務者会議で他市の基幹さんの取り組みを少し参考にさせていただきまして意見交換をさせていただいた際に持ち上がった研修のあり方でございます。

我々相談支援専門員がつくっておりますサービス等利用計画は、サービス提供事業者の皆さんにとりまして、個別支援計画を作成していくときの大きな方向性を提示するものなのですが、今回のなるほど勉強会では、サービス提供事業者の皆さんから見て、「お、なるほどな」と思えるようなサービス等利用計画とはどんなものだろうということを、サービス管理責任者の皆さんと意見交換をしながら、質の高い計画相談支援を目指していこうという思いから、今回、初めて取り組ませていただくことになっております。

簡単ではございますが、平成29年度の基幹事業のご説明をさせていただきました。

以上です。

会長：ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。

介護給付費等の支給に関する審査会、お願いいたします。

介護給付費等の支給に関する審査会委員：事業所訪問というところで、年2回の開催という形になってはいますが、このところで、事業所は一覧の中からピックアップしてどこかするのか、それとも、そこに一覧にある中で全部を回るのか。それと、訪問のほかに随時いろいろなところで基幹相談として、基幹のほうからの大きな役割として相談事業所さんの後方支援とか困難事例に対しての相談に乗るとかいうこともあると思うんですけども、そのような事業に関してのところと、この訪問というのはまた別個の扱いにしているのか。その困難事例やなんかに関しては日常的にやっていらっしゃるのか、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。

パーソナル・アシスタンスとも：お答えさせていただきます。

まずご質問1点目、事業所訪問は選択した事業者さんなのか、全部の事業者さんを回るのかということですが、これは一覧に載っております事業者さん、全部の事業者さんを昨年度も回らせていただきました。やはり、来てもらえるとなかなか話しやすいねということで、昨年度の実施の際に高評価といたしますか、好印象をいただきましたので、今年度もやってみることにしたということになります。

2点目につきましては、基幹相談支援の後方支援、困難ケースの協働につきましての取り組みなんですけれども、これはもちろん事業所訪問でもお話を聞かせていただくんですが、ありがたいことに日常のご相談のお電話をいただくようになっておりまして、例えば今期平成28年度は、27年度に比べまして平成28年度の実績はかなり対応件数がアップしておりますので、日ごろからいつでも電話してきてくださいねというアピールをさまざまな機会を捉えて、今期も行っていきたいと思っております。

会長：ありがとうございます。よろしいですか。

介護給付費等の支給に関する審査会：はい、結構です。

会長：そのほかございますでしょうか。

では、なければ、私からの感想めいたことではあるんですけども、今年度事業から初の事業が2つ、地域包括支援センターとの勉強会、そしてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者との勉強会ということで、これは当然、サービス等利用計画と個別支援計画の両計画の連動性がますます大切になってきていますし、先ほど言った80-50問題等々が地域の中でも顕在化してきているということに対応されている両勉強会、非常に期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

パーソナル・アシスタンスとも：ありがとうございます。

会長：それでは、その他ということで、事務局よりお願いいたします。

事務局：お手元に、当日資料としまして、障がい福祉サービス事業所合同説明会という、少し色のついた紙をお配りしているかと思うんですけども、こちらについてご説明させていただきます。

こちらは毎年5月に行っているものなんですけれども、浦安市内の障がい福祉サービスを紹介する合同説明会になっておりまして、障がい福祉サービスの利用を考えている方、福祉サービス事業者の方、支援者の方、教育関係者の方などでもご参加いただけるようになっております。

内容としましては、市内の障がい福祉サービス事業者によるサービスのご案内と事業者によるプレゼンテーションを行います。事業者ブースをそれぞれ設けますので、事業者さんごとにサービスのご案内ですとか、利用相談というのに対応するようになっております。

あとは、展示・模擬店スペースとしまして、福祉施設の方の製品を売ったり、パンフレットを配ったりということをしておりますので、皆様お気軽に参加いただければと思います。

今回は、基本的には18歳以上の方のサービス事業所合同説明会になりまして、また、昨年も行いましたが、障がい児のサービスに対する合同説明会につきましては秋ぐらいに予定をしております。今回のこの障がい福祉サービス事業所合同説明会の日時につきましては、平成29年5月31日、水曜日、12時30分から15時、市民プラザWAVE101、大ホールで行います。特に申し込みは必要ありませんので、当日自由にご参加いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

会長：合同説明会についてのご案内でした。ご意見、ご質問、この件に関してございますか。

では、ないようでしたら、もう議題が終了ということになります。多少お時間ございますけれども、議題の1、2含めて、言い残した等ございますでしょうか。

それでは、これで議題を全て終了いたします。

第2回協議会の議題について、各部会のリーダーは、第1回の部会の実績報告をお願いしたいと思えます。あと、新たな福祉事業の報告や課題の提案がありましたら、私と副会長、事務局とで調整し、議題として、皆様にお示ししたいと思います。

では、本日の会議はこれで終了とさせていただきますが、最後に委員の皆様、また事務局から何か連絡事項はございますでしょうか。

事務局：自立支援協議会第1回、ありがとうございました。引き続き、計画策定委員会を行うんですが、計画策定委員会のほうはもう少し部会の委員さんが入りますので、予定どおり3時からということになってしまいます。しばらくお待ちいただいて申しわけございません。席の入れかえと資料のお配りしますので、少しお時間をいただきまして、3時からまた再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：それでは、本日の協議会はこれで終了いたします。

委員の皆様には、これからも部会への参加等、多々ご協力いただくことになると思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

平成 28 年 5 月 22 日（月）
午後 2 時～3 時
文化会館 3 階 大会議室

浦安市自立支援協議会（平成 29 年度第 1 回）次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 平成 29 年・30 年度浦安市自立支援協議会について
- (2) 基幹相談支援センター平成 29 年度事業計画について

3. 閉会

議題 1 資料 (1) 平成 29 年度・30 年度浦安市自立支援協議会の組織と運用

1 組織

自立支援協議会は、市長より委嘱を受けた委員で構成する。

自立支援協議会は、協議事項を円滑に処理するため、また、障がいを持つ当事者からの意見を聴取するため、5つの部会を置く。

自立支援協議会委員は、いずれかの部会に所属し、部会のリーダー、サブリーダー等を務める。



名称	目的	主な課題
自立支援協議会	障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行う。	地域課題の整理と対応に関する事項
		基幹相談支援センター等の事業についての検証及び評価
権利擁護部会	障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発・広報活動を行う。	障がい者の権利擁護に係る啓発・広報に関する事項
		障がい者虐待防止に関する事項
		成年後見制度の普及に関する事項
		障がいを理由とする差別の解消に関する事項
こども部会	生まれてから18歳になるまでのこどもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携を図る。	教育と福祉の連携に関する事項
		相談体制の充実に関する事項
相談支援部会	相談事例の検討や課題の解決について協議し、相談支援事業の充実と相談支援事業所の連携を図る。	サービス等利用計画等の質の向上に関する事項
		相談支援事業の充実に関する事項
地域生活支援部会	障がい者の就労・住居等地域生活全般に係る諸問題の解決に向けて協議を行うとともに障がい福祉サービス事業の充実を図る。	障がい者の就労に関する事項
		障がい者の住まい・地域定着に関する事項
		障がい者の地域での暮らし全般に関する事項
本人部会	当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。	情報交換に関する事項
		地域課題の提案に関する事項

2 合同部会

部会間の情報交換を行い、連携を図るため、合同部会を開催する。

合同部会では、活動報告及び基幹相談支援センター等の活動報告をおこなう。

3 開催回数

自立支援協議会 年6回

部会 年4回程度（本人部会 年3回）

合同部会 年2回

4 報酬等

自立支援協議会

浦安市の非常勤特別職の基準による 1回あたり 会長 9,500円 委員 9,000円
部会

1回あたり 5,000円（報償）

ただし、次に相当する場合は、報酬等の支払いの対象とならない。

- ・指定管理者、委託事業者、市内に本拠を置く社会福祉法人に所属する委員
- ・合同部会
- ・介助者及び意見聴取のために参加する方

5 委員の選考

（1）自立支援協議会

要綱に基づき、障がい事業課で選考をおこない、市長が委嘱する。

参考）浦安市自立支援協議会設置要綱第3条

委員の定数は、20人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- ①相談支援事業者
- ②障がい福祉サービス事業者
- ③保健・医療関係者
- ④教育・雇用関係機関
- ⑤障がい者団体・当事者
- ⑥その他市長が必要と認める者

(2) 部会

任期：平成 29 年 5 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（2 年間）

選考方法

【権利擁護・こども・相談支援・地域生活支援】

- ①当事者団体、福祉サービス事業所にアンケートを実施、参加希望の有無と希望する部会を確認。
- ②希望者が多い部会は、事務局で人数の調整をおこなう。
- ③事務局の調整後、団体等の代表、事務局で決定した関係機関代表に委員の推薦書の作成を依頼し、委員を決定する。

なお、相談支援部会に参加する福祉サービス事業所は、取り扱う議題の内容から、指定特定相談支援事業所又は指定特定相談支援事業を検討している事業所とする。

また、自立支援協議会の委員は、いずれかの部会に所属し、部会のリーダー、サブリーダー等を務める。

【本人部会】

- ①広報うらやす 4 月 1 日号及びホームページにおいて、障がいのある方（当事者団体に加入していない方※）を公募

※本人以外の家族が団体に所属している方の応募は可

- ②書面（応募動機）と面接により、障がい事業課が選考する。

6 代理出席

自立支援協議会及び障がい者福祉計画策定委員会は、代理の方が出席することはできない。各部会は、公募委員を除き、事前に事務局に申請することにより、委員が所属する団体等の会員又は職員が代理人として出席することができる。

7 会議と議事録の公開

協議会及び部会の会議と議事録は原則公開とする。

ただし、個人情報等に関する事項を審議するときは、会議の全部又は一部を公開しない。

議事録には自立支援協議会及び部会全て委員名を記載せず「団体名」のみ表記する。

8 事務局

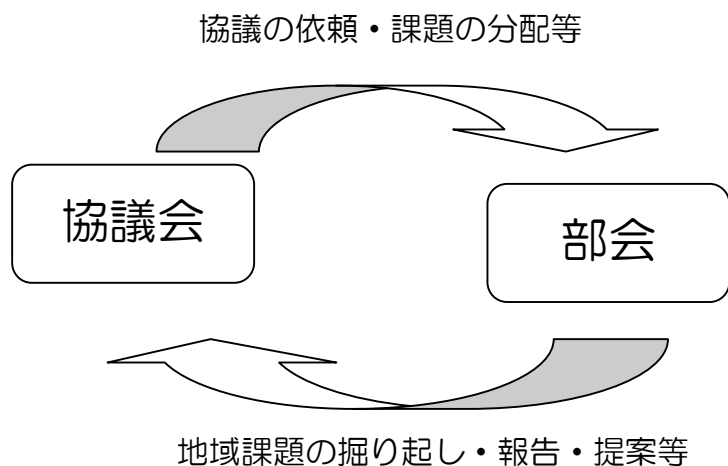
浦安市健康福祉部障がい事業課

議題 1 資料 (2) 自立支援協議会の議題について

1 会議の進行

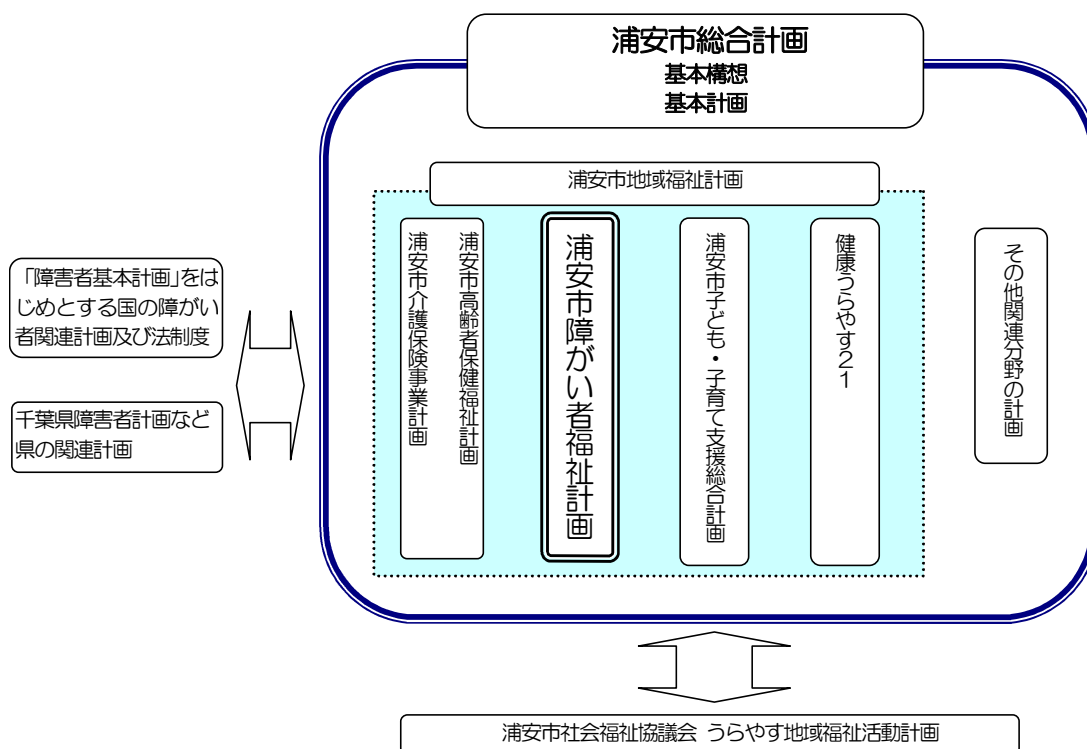
(1) 協議会と各部会の連携体制

- ①協議会は、会議毎に「部会等に意見収集すべき事項」と「次回の議題」を確認し、各部会等へ協議の依頼等を行う。
- ②各部会は、会議毎に「他部会に意見収集すべき事項」と「協議会へ提案・報告すべき事項」を確認し、協議会へ報告・提案等を行う。



(2) 障がい者福祉計画と連動した福祉施策の推進

協議会及び部会では障がい者計画で示した重点的な取り組みを推進するための意見を伺う。また、障がい者福祉計画の進捗状況の確認と検証をおこなう。



2 平成 29 年度自立支援協議会の議題について

(1) 自立支援協議会

①目的と主な議題

目 的：障がいのある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりに関し、関係機関による定期的な協議を行う。

主な議題：地域課題の整理と対応に関する事項

基幹相談支援センター等の事業についての検証及び評価

※市の事業報告は適宜行う。

②平成 29 年度の議題案

回	議題案
第 1 回 5月22日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年・30 年度浦安市自立支援協議会について 基幹相談支援センター平成 29 年度事業計画について
第 2 回～第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> 部会活動報告 平成 29 年度基幹相談支援センター実績報告及び評価について 合同部会について 平成 30 年度自立支援協議会について

(2) 権利擁護部会

①目的と主な議題

目 的：障がい者の権利を擁護するためのネットワーク作りと啓発・広報活動を行う。

主な議題：障がい者の権利擁護に係る啓発・広報に関する事項

障がい者虐待防止に関する事項

成年後見制度の普及に関する事項

障がいを理由とする差別の解消に関する事項

※市の事業報告は適宜行う。

②平成 29 年度の議題案

回	議題案
第 1 回 6月1日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度権利擁護部会について 平成 28 年度権利擁護センター実績報告 平成 28 年度成年後見制度実績報告 障がい者福祉計画の策定について
第 2～4 回	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護に係る啓発・広報活動について 成年後見制度について 虐待、差別相談事例検討（非公開） 平成 30 年度権利擁護部会について 障がい者福祉計画の策定について

(3) こども部会

①目的と主な議題

目 的：生まれてから 18 歳になるまでのこどもへの支援を協議し、ライフステージに合わせた必要な支援と関係機関のスムーズな連携を図る。

主な議題：教育と福祉の連携に関する事項
相談体制の充実に関する事項

※市の事業報告は適宜行う。

②平成 29 年度の議題案

回	議題案
第 1 回 5月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・平成 29 年度こども部会について・まなびサポートの事業について・平成 29 年度の講演会等について・障がい者福祉計画の策定について
第 2～4 回	<ul style="list-style-type: none">・サポートファイルの活用について・青少年サポート事業について・こども発達センターの事業について・事例検討（非公開）・平成 30 年度こども部会について・障がい者福祉計画の策定について

(4) 相談支援部会

①目的とおもな議題

目 的：相談事例の検討や課題の解決について協議し、相談支援事業の充実と相談支援事業所の連携を図る。

主な議題：サービス等利用計画等の質の向上に関する事項
相談支援事業の充実に関する事項

※市の事業報告は適宜行う。

②平成 29 年度の議題案

回	議題
第 1 回 5月 30 日	<ul style="list-style-type: none">・平成 29 年度相談支援部会について・基幹相談支援センター平成 29 年度事業計画について・障がい者福祉計画の策定について
第 2～4 回	<ul style="list-style-type: none">・サービス等利用計画の評価について・サポートファイルの活用について・基幹相談支援センターの計画相談移行と後方支援について・基幹相談支援センター事業報告（実務者会議、グループスーパービジョン、ピアスーパービジョン等）（内容により非公開）・平成 30 年度相談支援部会について・障がい者福祉計画の策定について

(5) 地域生活支援部会

①目的と主な議題

目 的：障がい者の就労・住居等地域生活全般に係る諸問題の解決に向けて協議を行うとともに障がい福祉サービス事業の充実を図る。

主な議題：障がい者の就労に関する事項
障がい者の住まい・地域定着に関する事項
障がい者の地域での暮らし全般に関する事項
※市の事業報告は適宜行う。

②平成 29 年度の議題案

回	議題案
第 1 回 6月8日	<ul style="list-style-type: none">・平成 29 年度地域生活支援部会について・平成 28 年度就労支援センター実績報告・福祉事業体の活動報告・障がい者福祉計画の策定について
第 2～4 回	<ul style="list-style-type: none">・地域包括ケアシステムの構築について・障がい者就労施設等からの物品等調達実績の報告・平成 30 年度地域生活支援部会について・障がい者福祉計画の策定について

(6) 本人部会

①目的と主な議題

目 的：当事者間の情報交換を行い、相互理解を図るとともに、地域課題を提案する。

主な議題：情報交換に関する事項
地域課題の提案に関する事項
※市の事業報告は適宜行う。

②平成 29 年度の議題案

・障がい者福祉計画の策定について
※本人部会は、協議会の方針を決めて、議題提供する。

(7) 合同部会

①目的と主な議題

目 的：部会間の情報交換を行い、連携を図る。
主な議題：各部会の活動報告
基幹相談支援センターの実績報告

議題1資料(3)

平成29年度自立支援協議会スケジュール

平成29年5月22日現在

名称	回	日程	曜日	会議時間	会場(予定)
自立支援協議会・計画策定委員会	第1回	5月22日	月	午後1時30分～4時30分	文化会館大会議室
こども部会	第1回	5月26日	金	午後1時30分～3時30分	健康センター第1会議室
相談支援部会	第1回	5月30日	火	午後1時30分～3時30分	災害対策本部室
権利擁護部会	第1回	6月1日	木	午後1時30分～3時30分	健康センター第1会議室
地域生活支援部会	第1回	6月8日	木	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
本人部会	第1回	7月6日	木	午後2時～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
こども部会	第2回	7月10日	月	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
自立支援協議会・計画策定委員会	第2回	7月13日	木	午後1時30分～4時30分	健康センター第1会議室
権利擁護部会	第2回	7月24日	月	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
地域生活支援部会	第2回	8月17日	木	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
相談支援部会	第2回	8月24日	木	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
合同部会	第1回	9月28日	木	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3・4
自立支援協議会・計画策定委員会	第3回	10月12日	木	午後1時30分～4時30分	本庁舎4階会議室S2・3
権利擁護部会	第3回	10月16日	月	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
地域生活支援部会	第3回	10月26日	木	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
本人部会	第2回	10月31日	火	午後2時～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
こども部会	第3回	11月6日	月	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
自立支援協議会・計画策定委員会	第4回	11月16日	木	午後1時30分～4時30分	本庁舎4階会議室S2・3
相談支援部会	第3回	11月21日	火	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
自立支援協議会・計画策定委員会	第5回	1月11日	木	午後1時30分～4時30分	健康センター第1会議室
本人部会	第3回	1月15日	月	午後2時～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
こども部会	第4回	1月24日	水	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
相談支援部会	第4回	1月29日	月	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
合同部会	第2回	2月8日	木	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3・4
地域生活支援部会	第4回	2月15日	木	午後1時30分～3時30分	健康センター第1会議室
権利擁護部会	第4回	2月19日	月	午後1時30分～3時30分	本庁舎4階会議室S2・3
自立支援協議会・計画策定委員会	第6回	2月22日	木	午後1時30分～4時30分	本庁舎4階会議室S2・3

※ 日時及び会場については、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

平成29年度 基幹相談支援センター事業計画（基幹事業）

	グループスーパービジョン	公開事例検討会	講演会	地域包括との勉強会	相談支援実務者会議	地域の関係機関との連携会議	相談支援事業所訪問	サビ管とのなるほど計画勉強会	
対象者	相談支援事業者 行政(福祉課)	医療、福祉、教育分野で対人 援助に関わる仕事をしている方	障がいのある本人、家族、医 療、福祉、教育分野の支援者	基幹、地域包括、相談支援 事業所	指定相談支援事業者 (相談支援専門員)	関係機関	指定相談支援事業者 (相談支援専門員)	指定相談支援事業者 (相談支援専門員)+事業所	
講師等	岩本先生	山科先生	追って調整	追って調整	西田氏	岩本先生	基幹職員	追って調整	
目的	◆良い計画づくりに必要な視 点、作成の流れを学び、ニー ズに基づき作成する計画と サービスを利用するための計 画作成の違いを学ぶ。 ◆アセスメントの起点となる面 談技術について学ぶ。 ◆事例の全体像をつかみアセ スメントを深めることで、支援 の行き詰まり、支援手法を学 び、利用者さんへの質の高い 支援提供を目指す。	◆精神科医による事例 についての解説を聞き、 見立て(アセスメント)、支 援のスタンス(支援者とし て構え)、考え方を学び、 事例の全体像を整理す る。 ◆疾患、障がい特性等の 基本的な知識、理解を促 進する。 ◆具体的な支援手法を 学ぶ。	◆支援者、当事者、及 び、その家族が障害福祉 に関する新しい制度や法 律を学ぶ場をつくる。 ◆地域ニーズに即して、 当事者、及びその家族に 必要な情報を発信する。	◆介護保険と障害福祉 の制度連携について学 ぶ。 ◆親御さんが80代、障が いのある子どもが50代 (80-50問題)(70-40問 題)などについて実務的 な連携を学ぶ。 ◆障害福祉と高齢者福 祉、双方の支援者の連携 を深める。	◆今更、聞きにくい事が 聞けるフリーでオープン な場とする。 ◆相談支援専門員の質 の向上のための取組み (研修等)について意見 交換を行う。 ◆相談支援事業所間の ネットワークを強化する。 ◆相談員の経験値などを 共有する。 ◆若手、中堅相談員育成 見える地域課題について意 見交換をする場。	◆相談支援専門員が新 しい制度や知識を共有す る場。 ◆行政と情報交換、意見 交換をする場。 ◆相談支援専門員がお 互いを支え合い、困り感 を発信、共有する場 ◆地域に必要な社会資 源について議論をする場 (個別の支援事例から見 える地域課題について意 見交換をする場)	◆高齢・児童・障害・教育 など他分野の支援機関と の「連携」を体感する機会 の提供(参加型アクティ ブラーニングを基調とした構 成) ◆多様な支援者の出会 い、人的つながり、ネット ワーキング促進の場の提 供。	◆困難ケースの協働促 進 ◆相談支援事業所の支 援ニーズと現状を把握。 ◆計画相談についての 問題点を確認、共有す る。	◆サービス提供事業者 から見て「なるほど」と思 えるサービス等利用計画 について、サービス管理 責任者やサービス提供 責任者と意見交換を行 う。 ◆サービス提供事業者 が個別の支援計画を作 成しやすいサービス等利 用計画について議論す ることで、質の高い計画 相談支援を目指す。
概要	架空事例を用いて、グループ ワーク形式で、サービス等利 用計画を作成。 グループごとにサービス等利 用計画を作成したプロセスや 着眼点について解説、発表。 作成された計画の内容の違い 等を比較分析して、「良い計 画」づくりについて学ぶ。面談 技術についてはロールプレ イ形式を活用して、参加型で面 談技術を学ぶ場を提供。 このほか、例年通り、困難事 例、他の相談員の意見を聞い てみたい事例、これで良いの かな・と感じる事例などを検 討する。	地域の支援機関が対応 困難に感じている事例を 提出してもらい、その事 例担当者が概要説明を 行う。講師(精神科医)が 担当者にアセスメント のための質問等を行い、そ の回答した情報を元に、 講師が障害特性、疾患、 具体的な支援手法や見 立てについて解説を行 う。その後、参加者より質 疑応答を受ける形式で実 施。	障害福祉に関する法改 正や新しい法律施行、制 度利用や取り組み等につ いて、講義を受ける。 または、障がいのある当 事者の方、その家族など から自立生活の実践や、 差別や虐待などの権利 擁護に関する事項につ いて講義を受ける。	実務者会議の一コマを活 用して、地域包括支援セ ンターの職員さんに講師 を依頼して、障害福祉か ら介護保険制度への移 行の流れや手続き、高齢 障がい者への支援、世帯 支援についての課題や 問題点について意見交 換を行い、知識を共有す る。	グループワーク形式で、参加型で実施。相談 支援の実践経験が10年以上のベテラン先輩相 談員をファシリテーターとして迎え、相談員間 の横のつながりを深めていく取組や、計画相 談支援に生きる実務的な情報などを学び、相 談支援専門員の連帯と目指す姿を共有してい く。	障害福祉、教育、民生 委員、高齢者支援、児 童支援分野の支援者、 サービス提供事業所、 身体・知的障がい者相 談員、行政等が参加し て、グループワークや 講師のミニ講座など「参 加型」の会議。連携に 関するテーマを設定し て、そのテーマに沿って 議論を行う。	相談支援事業所一覧 に掲載されている相談 支援事業所を訪問して ヒヤリング行う。	サービス提供事業所 の管理者、サービス提 供責任者から見た「良 い計画」「なるほど計 画」について意見交換 を行う。	
4月									
5月					実務者会議 5/25				
6月	計画作成講座 (グループワーク) 6/19				実務者会議 6/23				
7月	計画作成講座 (グループワーク) 7/24					連携会議 7/18	事業所訪問		
8月	GSV(事例検討) 8/21				実務者会議 8/25				
9月		公開事例検討会			実務者会議 9/19			なるほど勉強会	
10月	GSV(事例検討) 10/23				実務者会議 10/20				
11月	面談技術講座 (ロールプレイ他) 11/27					連携会議 11/22	事業所訪問		
12月	面談技術講座 (ロールプレイ他) 12/18			勉強会	実務者会議 12/22				
1月	GSV(事例検討) 1/22				実務者会議 1/19				
2月	GSV(事例検討) 2/26		講演会						
3月	今年度のまとめ 3/19				実務者会議 3/22				

障がい福祉サービス事業所合同説明会

日時 平成 29 年 5 月 31 日 (水)
12 時 30 分 ~ 15 時 00 分
* 申し込み不要 時間内出入り自由

場所 市民プラザ WAVE101 大ホール

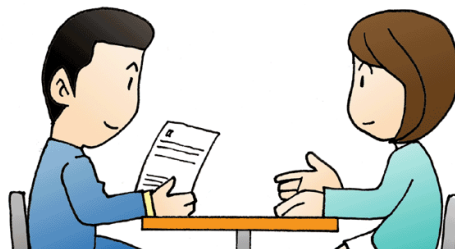


浦安市内の障がい福祉サービスを紹介する説明会です。
障がい福祉サービスの利用を考えている方、福祉サービス事業者の方、支援者の方、教育関係者の方、どなたでもお気軽にご参加ください。

「浦安市の障がい福祉サービス」
サービスのご案内と事業者によるプレゼンテーション
12 時 35 分 ~ 14 時 00 分 (予定) * 手話通訳要約筆記付

事業者ブース * 手話通訳が必要な方は、受付までおこしてください。

事業者毎にサービスのご案内と
利用相談への対応をいたします。
お気軽にご相談ください。



展示・模擬店ブース

福祉施設の製品の販売、啓発用グッズ・支援グッズの展示
事業所一覧・各種パンフレットの配布 など

問い合わせ 浦安市健康福祉部障がい事業課
電話 047 - 712 - 6398 F A X 047 - 355 - 1294
メール shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp